

第14回長野市都市内分権審議会 議事の内容

とき 平成19年4月27日（金）午後2時～
ところ ふれあい福祉センター 5階ホール

質疑応答・意見交換

- ・市立公民館を指定管理者にするメリットは大きい。大きな観点からすると三つの大きな問題がある。
 1. 地域の活動の担い手となる人材の発掘または、育成が必要となる。
 2. 地域に委ねた社会教育は住民の要望もある。
 3. より効果的な学習効果が期待できる。

市立公民館が指定管理者になることによって相当数これに対する効果があると考えている。それを踏まえて住民自治協議会が設立され、要望のある地区の市立公民館に指定管理者制度を導入するのは、いつ頃からできそうか。

→ 市内全地区における住民自治協議会の設立状況、成熟状況、都市内分権の進展状況に加え公民館利用者に十分な理解を得る必要があるため、時期は、明確にできない。

- ・市立公民館の指定管理者導入は、市内全地区一律にやるということか。または、指定管理者として十分やっていける状態になったらその都度対応していくのか。
 → 個々の市立公民館でその住民自治協議会が指定管理者として十分やっていけるという状況になったらその都度移行していく。

- ・市立公民館の指定管理者導入への要望・意見

- * 児童センターを地区で指定管理制度を導入し、運営している。新しい事業や社会教育が展開され子ども達が生き生きとしている。市立公民館も地区で行う効果があり、住民要望もある。
- * 住民自治協議会を設立したところは、市立公民館を運営できる器量を持ち、体制を整えていい状態ではないか、早い時期で導入してもらいたい。
- * 地区によって人口もやっていることも違うのでそこら辺を十分協議、検討したうえで導入をして欲しい。
- * 指定管理者制度を導入して運営すれば、今より公民館活動の質が落ちる、落ちないという以上に地域の良さを出していける。地域性を重んじた社会教育ができる。市の財政的な問題もあるし、職員の人材も地区で介入できる。

- ・市立公民館に指定管理者を導入した場合、どんな問題があるか。

→ 支所(市長部局)の所属下に市立公民館(教育委員会)に置くなど一体化することは、社会教育法上問題がある。住民自治協議会が地域公民館を取り入れていくことは、社会教育法上問題ないが、複数の地域公民館が住民自治協議会に入る場合には、組織上どうするのかといった問題はもしかしたら生じるかもしれない。

- ・篠ノ井公民館では、各講座から活動し、篠ノ井まちおこしクラブ、ラーメンクラブ、走ろう会など地域にその活動が定着している。指定管理者を導入した場合、市立公民館は、どうなっていくのか。どんな効果があるのか。

→ 指定管理者制度は、市民へのサービスの向上が第一の目的。地域のことを一番よく知っている地域住民が自ら担い、地域の個性を活かしながら公民館活動、社会教育、生涯学習などを地域で展開していくことがメリット。その他、経費が削減されるなど財政的な面でも効果を期

待している。

- ・ 指定管理者を導入した場合、公民館運営委員会は、どうなっていくのか。
→ 現在の法的制度では、必置義務はないが、住民の代表が入ってもらう今のスタイルは継続してもらいたい。
- ・ 地域公民館と市立公民館の違いについて
→ 地域公民館は、区の組織の中にある公民館、市立公民館は、社会教育法上記載のある公民館、地域公民館連絡協議会の事務局や住民へ向けた各講座などを実施している。
- ・ ずくだし支援金の地元負担を2割と決めた根拠は。
→ 都市内分権のそもそもの中に「住民は今まですべてサービスの受益者であった」というものが、今度は「サービスを与える側にもなる」ということが前段にある。住民自治協議会では、「市民が市民に対するサービスを与えるところ」となり、「市民も受益者になると言えば、一定の受益者負担が必要でないか」という理論が発生する。市民と行政が対等なパートナーとなるには、金銭配分も五分五分となるというのは極論過ぎるので若干、行政の負担分を多くした。また、住民自治協議会で金銭を出し、負担すれば、どのように使われているのかと関心が高まるというメリットもある。
- ・ 活動拠点の施設を充実してもらえないか。
→ 「何でも出す。何でも用意する」ということは難しい。審議会の委員相互の協議で必要だとされるものを抽出して考えていきたい。
- ・ ずくだし支援金の地元負担金に関する内容で意見。
 - * 住民自治協議会の会員費は、ボランティアでやっているのだからせめて地区の2割負担をやめて欲しい。
 - * ボランティアの活動意識を損ねるのでその辺を評価して地区負担分をもう少し考えて欲しい。
 - * 地区の2割負担が高いか、安いかは、分からないが、財政が豊かではないのでやれるところからやっていく。
 - * 都市内分権を始めたそもそもの趣旨は、社会状況によりこれからは、今までのように財政を維持することが厳しくなったということで「自分たちのまちは自分たちで作ろう」としたもの。地域コミュニティを構築するひとつのツールとして都市内分権があるのだからボランティアだから金銭が不要・必要という考えは、いかがなものか。
- ・ 住民自治協議会による人材発掘という内容で意見
 - * 地区では、役員のなり手不足が深刻であるため、この組織を活かして多くの人材を発掘していくことを先決事項としていかなければいけない。地域の人たちが、それを深めるような形になつていけばいい。
- ・ 各種団体の見直しへの要望
 - * 平成22年4月1日からは、依頼事務完全移行、再編団体活動開始、新補助制度開始、一括交付開始というふうになっている。スケジュールをきちんと管理して新たな出発をして欲しい。

- ・準備会に対する講師派遣事業への要望

* 昨年度、講師派遣事業への要望がなかったとあるが、市民公益活動センターへ準備会設置済みの地区から無料で講師を探すようにと要請があったようだ。このような制度があることを周知徹底して欲しい。

→ 今、設立へ向けて取り組んでいる地区的支所長（地区活動支援担当）へ徹底していきたい。